

公益社団法人日本口腔インプラント学会 ハラスメント防止指針

この指針は公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）定款に規定する事業（学術集会、講演会並びに研修会等の開催及び研修施設の運営など）、総会、理事会及び事務局並びに委員会及び資格付与制度等において、ハラスメントの防止等のために関係者が認識すべき事項について定めたものであり、この指針を全ての関係者に周知し、ハラスメントを防止するよう努める。

1. ハラスメントの定義

- (1) セクシュアル・ハラスメントとは、相手方の意に反する性的な言動により、相手方に不利益や不快感を与えることをいう。
- (2) アカデミック・ハラスメントとは、教育・研究上の地位や権力関係を利用して、不適切な言動や指導により、相手方の勉学・研究意欲を害することをいう。
- (3) パワー・ハラスメントとは、職務上の地位や権力関係を利用して、不適切な言動や待遇により、相手方の就労意欲を害することをいう。
- (4) その他のハラスメントとは、前号に該当しないが、不適切な言動により、相手方に不利益や不快感を与えることをいう。

2. ハラスメント行わないために関係者が認識すべき事項

(1) 基本的な心構え

- 1) ハラスメントの受け止め方には個人間やその人物の立場等により差があり、ハラスメントに当るか否かについては、相手方の判断が重要であること。
- 2) 相手が嫌がっているかどうかについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。また、相手が嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。
- 3) 社会的に公正かつ中立的で、差別や偏見が含まれていない表現・用語を使うように努めること（例：痴呆症ではなく認知症）

(2) ハラスメントになり得る発言

1) セクシュアル・ハラスメントの事例

- ・性的な関心、欲求に基づくもの
- ・性別により差別しようという意識等に基づくもの

2) アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントの事例

- ・精神的虐待をするもの
- ・誹謗中傷するもの
- ・権力を濫用するもの

3) その他のハラスメントの事例

- ・モラル・ハラスメント
- ・年齢、出身、心身の障害、疾病、容姿、性格等の個人的な属性を理由に、差別したり排除したりすること

3. ハラスメント事例への対応

- (1) 関係者がハラスメント事例を見聞きしたときは、速やかに理事長もしくはハラスメント防止委員会委員長に報告する。
- (2) 理事長及び関係する理事、ハラスメント防止委員会で対応を検討する。
- (3) ハラスメント事例への対応について、適宜理事会に報告する。

4. その他

この指針は、適宜社会情勢を鑑みて改訂する。

附則

本指針は、令和4年12月1日より施行する。